2　法第六十八条の十五の六第三項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が法第六十八条の十五の六第三項に規定する特例対象連結事業年度等（以下この項及び次項において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した工具又は器具及び備品を含む。）

三　建物、建物附属設備及び構築物　一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

3　法第六十八条の十五の六第三項に規定する政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定は、次に掲げる規定（特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第二十七条の十二の五第四項各号に掲げる規定）とする。

一　法第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定

二　法第六十八条の六十五第一項、法第六十八条の七十第一項（法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、法第六十八条の七十八第一項（法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の百二第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定

三　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第五項第二号において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の七十八第一項（旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定

4　法第六十八条の十五の六第四項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（法第六十八条の十五の六第四項に規定する被合併法人等（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の同条第四項に規定する特例対象連結事業年度等（以下この項及び次項において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

三　建物、建物附属設備及び構築物　一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得又は建設をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（被合併法人等が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得又は製作をして国内にある当該被合併法人等の事業の用に供したソフトウエア（一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

5　法第六十八条の十五の六第四項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定（被合併法人等の特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第二十七条の十二の五第六項各号に掲げる規定）とする。

一　法第六十八条の七十第七項（法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、法第六十八条の七十八第九項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の百二第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定

二　旧租税特別措置法第六十八条の七十八第九項（旧租税特別措置法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定

6　法第六十八条の十五の六第四項に規定する政令で定める価額は、同項に規定する特定適格合併等の次の各号に掲げる区分に応じ同項に規定する特定生産性向上設備等の当該各号に定める価額とする。

一　適格合併又は適格分割型分割　当該適格合併又は適格分割型分割に係る法人税法施行令第百二十三条の三第三項に規定する帳簿価額に同令第五十四条第一項第五号イ⑵又はロ⑵に掲げる金額を加算した金額

二　適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格現物分配　法第六十八条の十五の六第四項の連結親法人又はその連結子法人における取得価額

7　法第六十八条の十五の六第五項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、法第六十八条の四十一の規定により特別償却準備金として積み立てている金額とみなして、第三十九条の百十三第二十一項及び法人税法施行令第百五十五条の八第一項の規定（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の六第五項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第三十九条の十三第二十三項及び同令第二十二条第一項の規定）を適用する。

8　法第六十八条の十五の六第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一　当該供用年度（法第六十八条の十五の六第一項に規定する供用年度をいい、同条第九項の規定により同条第七項及び第八項の供用年度とみなされた同条第三項に規定する特例適用連結事業年度を含む。以下この項及び第十項において同じ。）の連結所得に対する調整前連結税額（同条第七項に規定する調整前連結税額をいう。次号及び第十項において同じ。）の百分の二十に相当する金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人又はその連結子法人で特定生産性向上設備等（法第六十八条の十五の六第一項又は第九項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等（同条第一項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）をしたものの当該供用年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この号において同じ。）

ロ　特定生産性向上設備等の取得等をした連結親法人の当該供用年度の個別所得金額及び特定生産性向上設備等の取得等をした各連結子法人の当該供用年度の個別所得金額の合計額

二　調整前連結税額に前号イに掲げる金額を乗じてこれを当該供用年度の連結所得の金額で除して計算した金額の百分の二十に相当する金額